





### **Press Release**

沖 縄 労 働 局 発 表 令和5年3月13日(月)

扣

半

労働衛生専門官 大村 達治 電話:098 (868) 4402

### メンタルヘルス対策に取り組む県内事業所は58.1%

~ 厚生労働省「令和3年 労働安全衛生調査(実態調査)」及び特別集計の結果 ~

沖縄労働局(局長 西川 昌登)は、令和3年の沖縄県内の事業所のメンタルヘルス対策の取組状況を公表します。

県内の労働者数50人以上規模の事業所でストレスチェック\*を実施している事業所の割合は86.4%です。

- ※ ストレスチェックとは、心理的な負担の程度を把握するための検査であり、常時使用する労働者数が50人以上の事業場は、1年に1回、定期に、実施しなければならない。また、50人未満の事業場は、実施するよう努めなければならない。[関係法令:労働安全衛生法第66条の10等]
- 1 令和3年の県内におけるメンタルヘルス対策の取組状況(図1、図2)
- (1)メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所全体で58.1%(労働者数50人以上規模の事業所で86.4%)
- (2) 上記(1) のうち、ストレスチェックを実施している事業所 全体で74.2%(労働者数50人以上規模の事業所で100%)
- 2 沖縄労働局における主な取組み

労働者数50人以上の全ての事業場におけるストレスチェックの実施と、メンタルヘルス対策に取り組む事業場を令和9年までに80%とすることを目指し、以下の取組みを実施する。

- (1) 各種機会に、ストレスチェックの実施を始めメンタルヘルス対策の取組みを指導・ 勧奨する。
- (2) 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」などツールを周知する。

- (3)沖縄産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、小規模事業場の取組みを支援する。
- ◎ ストレスチェック制度サポートダイヤル(全国統一ナビダイヤル)0570-031050

受付時間 平日10時~17時(土日祝、年末年始を除く)

- ◎ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 https://kokoro.mhlw.go.jp/
- ◎「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト https://stresscheck.mhlw.go.jp/index.html

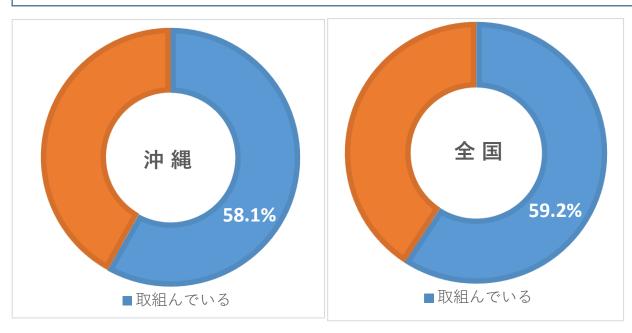
### [添付資料]

- 図1-1 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所
- 図 1-2 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうちストレスチェック実施の事業所
- 図2-1 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所(労働者数50人以上)
- 図 2-2 メンタルヘルス対策の取り組んでいる事業所のうちストレスチェック実施の事業所 (労働者数50人以上)

#### [参考資料]

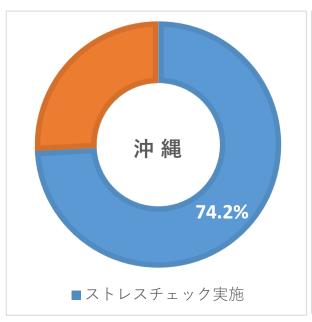
・リーフレット『職場の「メンタルヘルス対策」を専門スタッフがサポートします。』

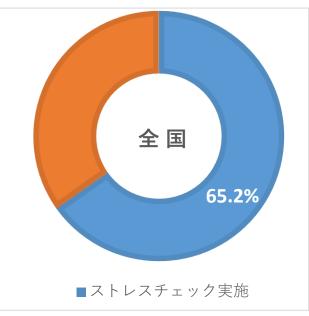
### 図1-1メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所



(資料出所)沖縄:厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課による特別集計 全国:厚生労働省 令和3年労働安全衛生調査(実態調査)

図1-2 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち ストレスチェック実施の事業所

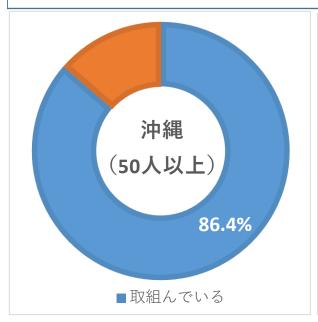




(資料出所)沖縄:厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課による特別集計

全国:厚生労働省令和3年労働安全衛生調査(実態調査)

## 図2-1 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所 (労働者数50人以上)



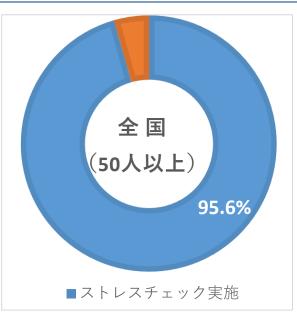


(資料出所)沖縄:厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課による特別集計

全国:厚生労働省令和3年労働安全衛生調査(実態調査)

図2-2 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち ストレスチェック実施の事業所(労働者数50人以上)





(資料出所)沖縄:厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課による特別集計

全国:厚生労働省令和3年労働安全衛生調査(実態調査)

# 事語スタッフがみが一トに話する

職場のこんなお悩みありませんか?

ストレスチェックの 導入や職場環境改善に ついて知りたい! 職場のメンタルヘルス、 何から手を付けて良いか わからない・・・

職場の雰囲気を 良くしたい

休職中の労働者への職場 復帰支援、どうしよう・・・ メンタルヘルスの 研修を計画したい!!

# こんなお悩みにお答えします!



事業場がメンタルヘルス対策に取り組む上で生じる様々な疑問や悩みに「メンタルヘルス対策促進員」が事業場に訪問し支援いたします。

\*「メンタルヘルス対策促進員」とは、保健師、社会保険労務士、産業力ウンセラー等の専門スタッフです。



独立行政法人 労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F TEL:098-859-6175 FAX:098-859-6176

窓口開設時間:平日8:30~17:15

さんぽセンターおきなわ





# メンタルヘルス対策支援内容 (個別訪問支援)

### お申込み

下記のURLまたはQRコードよりお申込みください。 https://www.okinawas.johas.go.jp/mentalEdu/ ※当センターホームページからもお申し込みできます。





### メンタルヘルス対策

- 衛生委員会にかかる支援
- ・事業場における実態の把握にかかる支援
- ・「こころの健康づくり計画」の策定にかかる支援
- ●職場環境等の把握と改善にかかる支援
- 戦場復帰にかかる支援(職場復帰支援プログラム作成支援を除く)
- 職場復帰支援プログラム作成支援
- 教育研修の実施にかかる支援
- ・ ストレスチェック制度の導入に関する支援



### メンタルヘルス教育

◆ 管理監督者向けメンタルヘルス教育(ラインケア研修)支援回数: 1事業場あたり1回

事業場のメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者 に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーションを実施します。

む 若年労働者向けメンタルヘルス教育(セルフケア研修)

支援回数:1事業場あたり1回

新入社員や20歳代の若手職員等就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、 事業場の若年労働者に対してセルフケアを促進するための教育を行います。